

愛知県立大学FD委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学の授業方法の改善を行い、教育の質的向上を図るため、教育支援センターに設置するFD委員会（以下「委員会」という。）について、教育支援センター規程第10条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議・運営する。

- (1) FD研究会に係る企画・立案に関すること。
- (2) FD研究会の開催・実施に関すること。
- (3) FD研究会実施に係る予算に関すること。
- (4) 学生による授業評価、教員による相互評価等に関すること。
- (5) その他FDに関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育支援センター長
- (2) 教育支援センター副センター長
- (3) 教育支援センター長補佐
- (4) 各学部及び各研究科から選出された教員（学部・研究科の双方を兼ねる。）
各1名
- (5) 教育支援センター長が指名する事務職員

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号から第3号までに掲げる者についてはその職にある期間、第4号の委員の任期は1年とし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育支援センター長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。ただし、議決に加えることはできない。

(定足数及び議決方法)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、学務課において担当する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。